

2019年9月吉日

お取引先様各位



消費税率変更に伴う弊社の対応について

拝啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別の高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。

つきましては、消費税率変更に伴う弊社の対応に関し、下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. 機器、消耗品などの商品販売に伴う消費税率について
契約締結日に関わらず、2019年10月1日以降に引き渡し完了した商品販売に伴う消費税率は10%を適用します。
2. 請負工事、ソフトウェア開発、保守サービスなどの役務提供に伴う消費税率について
経過措置が適用されるものを除き、2019年10月以降に行う役務提供に伴う消費税率は10%を適用します。

尚、2019年10月分以降の保守サービス料を前払いいただいている場合は、新税率10%と旧税率8%との差額を別途ご請求いたします。

何卒ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

ご不明な点は、弊社担当営業までお問い合わせください。

以上